

「スポーツ×防災」イベント実施事業 企画提案コンペ仕様書

1 事業の趣旨

災害時には迅速な避難や負傷者の搬送など、冷静な判断力とすばやく行動できる体力が求められるが、これらをスポーツを通じて訓練することで、実際の災害時に役立つ力を養うことができる。震災から30年を迎え、県民に対してより防災の意識を高めてもらうことを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年8月31日まで

3 委託金額

550,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の内容

イベント参加者の募集・連絡調整、ゲストの招聘・連絡調整、台本作成、会場の確保・設営・撤去、タイトルの使用許諾調整、スタッフの確保、広報周知、その他イベント実施に必要な業務等を行うこと。

【イベント】

（1）イベント内容の検討

防災訓練には机上訓練や安否確認訓練等いくつか種類があるが、訓練参加者のモチベーションがあがらず、参加者が高齢化し、訓練が形骸化していることが課題となっている。そこでスポーツとして楽しみながら行う新しい防災訓練の形を示し、楽しみながらも災害前後に役立つノウハウを提供し、市民の防災意識向上、防災行動につなげるイベントを開催する。

当該イベントは、スポーツの要素を活用し体を動かし楽しみながら防災を学ぶ実施内容を検討すること。

なお、防災コンテンツは、2種類提案することとし、必要に応じて協議すること。

（2）防災イベントの実施

受注者は、下記概要に沿って、防災イベントの実施運営をサポートする。

実施にあたっては、兵庫県と密に情報交換を行い、スムーズな運営に必要な措置を講じること。

＜スポーツを活用した防災イベントの概要＞

時期	令和7年7月12日（土） 11:00～15:00（4時間）
開催地	ノエビアスタジアム神戸
対象者・人数	ラグビー日本代表戦 観戦客等 ○○名
実施内容	・ 請負事業者においては、主催者派遣の運営スタッフと共に会場設営・撤収、コンテンツの説明等イベントの運営。 ・ 実施にあたっては、当日は2種目を実施すること。

(3) イベント開催にあたっての留意事項

- ①コンテンツの利用料がある場合には費用に含めること。
- ②必要な備品がある場合には費用負担、準備含め兵庫県と協議すること。
- ③受注者は兵庫県と、イベント実施に係る機材やその使用方法について協議すること。
- ④レクリエーション保険の加入費用は含めないこと。
- ⑤イベントに関する集客活動は費用に含めないこと。

(4) 会場設営・撤収

机・椅子など、イベントに必要な会場設営・撤収を行うこと。

(5) 広報周知

SNS、HP、ポスター、チラシ、専門誌への掲載、プレスリリース等によりイベントを広く周知すること。

5 事業実施上の留意点

(1) 契約の締結

本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。このとき、事業の目的を達成するため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行うことがある。

(2) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(3) 信頼性及び安全性の確保

受託者は、事故及びデータの漏洩・滅失等の予防に十分留意し、事業の信頼性及び安全性の確保に努めなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(6) 再委託

- ・受託者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- ・受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。
- ・委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受託者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- ・受託者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、委託者に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、委託者の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- ・再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受託者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、委託者の承認を受けなければならない。
- ・受託者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、委託者に対し全ての責任を負うものとする。

（7）実績報告書の提出

受託者は事業の終了後、実績報告書を提出する。

（8）成果品の利用

事業で得られた著作物等の成果品の所有権、著作権、利用権は、全て委託者に帰属する。委託者は、成果品を期間の制限なく、無償で、自ら使用するために必要な範囲内で公開し、放送するなど、随時利用できることとする。

（9）その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。